

【取扱い厳重注意】

平成23年7月25日

## 調 査 報 告 書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局 員 齊 藤 修 啓

平成23年7月25日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

### 記

#### 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

##### 1 被聴取者

原子力安全・保安院 企画調整課 片山啓課長

##### 2 聴取日時

平成23年7月25日午後4時30分頃から同日午後4時50分頃まで

##### 3 聴取場所

千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館

##### 4 聴取者

高嶋 智光 参事官

飯崎 準 参事官補佐

齊藤 修啓

##### 5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

#### 第2 聴取内容

別紙のとおり。

#### 第3 特記事項

なし

以 上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分について

被聴取者の片山啓氏は、3月11日以前から原子力安全・保安院企画調整課長を務めている。災害対策本部においては、総括班長を務めていた。

2. 作業員の線量限度の引上げの検討過程について

250mSvへの線量限度引上げについての検討指示は、3月14日午後に官邸から来た。リエゾンとして官邸に詰めていた保安院の■■■■原子力安全技術基盤課長補佐から話があったもの。官邸内でどういう議論があって250mSvという具体的な数字が出てきたのかは知らないが、聞いた話では、原子力安全委員会の斑目委員長が、ICRPの決める緊急時基準500mSvから1Svの低い方の半分の値なら良いだろうと案を出したということだ。また、官邸で検討が開始された動機としては、14日午前中に東京電力から、100mSvの従来基準ではすぐに超えてしまうため線量限度を上げてほしいという要請があったようだ。

官邸からの連絡を受け、部下に検討を指示し、厚生労働省所管の労働安全衛生法と経済産業省所管の原子炉等規制法の改正が必要で文部科学省の放射線審議会を通す必要があるということが分かり、その情報を官邸にフィードバックした。人事院での改正も必要だということは、完全に失念していた。人事院が官報の掲示で気づいて、保安院に問合せがあったらしい。人事院では2日遅れて16日に改正している。

厚労省や文科省、安全委員会とは、主に電話を使って打合せを行った。厚労省では当初、200mSvまで引き上げるという代案を出してきたが、官邸から再度、250mSvでの検討の指示があったようだ。保安院では、院長まで諮って、250mSvに引き上げる旨を厚労省等に伝えた。

500mSvへの引上げの話は、3月17日の時点で既にあったと記憶している。総理秘書官の定森氏から、500mSvに引上げられるように準備をしておけという指示があり、部下に指示して、厚労省、文科省、人事院に伝えさせたが、結局引上げの正式な指示は来ず、いつの間にか立ち消えになったようだ。防衛大臣が反対していたということも聞いている。

小佐古氏やICRPから500mSvに引上げるようにという提言や勧告があったことについては、保安院にまでは伝わっていない。

東電からは、14日午前の最初の要請以外に要請はない。東電に対して、特に線量限度引上げの決定を伝えたということはない。